

崎県北部で佐世保市（宇久地域）は五島で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。

この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

（ク）火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長崎地方気象台が長崎県知事に対して通報し、県を通じて市町や消防本部に伝達される。

a 通報区分

概ね市町を単位とする「二次細分区域」単位で通報する。

b 通報基準

長崎地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。

なお、「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

c 通報内容及び時刻

毎日5時ころ（日本時間、以下同様）、翌9時までの気象状況の概要を気象概要として通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、これを以て火災気象通報として注意すべき事項を付加する。また、直前の通報内容と異なる状況となった場合は、その旨を臨時通報する。

ウ 緊急地震速報

気象庁は、震度 5 弱以上のまたは長周期地震動階級 3 以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上または長周期地震動階級 3 以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上若しくは長周期地震動階級 1 以上等と予測されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が 6 弱以上のものまたは長周期地震動階級 4 の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

長崎地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

エ 津波警報等及び地震・津波に関する情報

（ア）大津波警報、津波警報、津波注意報

a 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約 3 分を目標に大津波警報、津波警報、津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は 5 段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード 8 を超えるような巨大地震に対しては、精度の良い地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態で

あることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。なお、長崎県沿岸は「長崎県西方」「壱岐・対馬」「有明・八代海」に分けられており、佐世保市が属する津波予報区は「長崎県西方」である。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表（予想される津波の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3 mを超える場合	10 m超 (5 m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 10 m)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10 m (5 m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 10 m)		
		5 m (3 m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 5 m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1 m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 3 m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。

津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m<予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない) 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。
-------	--	--------------------------------	--

b 津波警報等の留意事項等

津波警報等の留意事項等は以下の通りである。

- ・ 沿岸に近い地域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・ 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、後進する場合もある。
- ・ 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ・ どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い非難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- ・ 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(イ) 津波情報

a 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

b 津波情報の留意事項等

津波情報の留意事項等は以下の通りである。

- 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・ 津波到達予測時刻は、津波予報地区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

● 津波観測に関する情報

- ・ 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

● 沖合の津波観測に関する情報

- ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(ウ) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2 m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2 m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(エ) 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を 発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）や規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	・震度1以上 ・津波警報・注意発表又は 若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）を 発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。 それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域を、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表

	することがある。	
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

(オ) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料は以下の通りである。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料(速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・(長崎県西方で)津波警報・注意報発表時 ・(佐世保市宇久地域では長崎県五島、佐世保市宇久地域を除くでは長崎県北部)震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料(詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・(長崎県西方で)津波警報・注意報発表時 ・(佐世保市宇久地域では長崎県五島、佐世保市宇久地域を除くでは長崎県北部)震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波にかかる災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の長崎県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの九州・山口県の地震活動の状況を取りまとめた資料。
--------	-----------	--

オ 防災気象情報の伝達

長崎県地方気象台発表の特別警報・警報・注意報、情報並びに気象庁発表の津波警報・注意報、長崎県記録的短時間大雨情報及び長崎県竜巻注意情報は長崎地方気象台から防災気象情報システム等により各関係機関へ伝達・提供され、同時に長崎県危機管理課を通じ、消防局警防課及び防災危機管理局に伝達される。通知を受けた各機関は気象官署と十分な連絡の方法を講ずるとともに、速やかに情報組織網を通じて市内の一般住民に周知を図り、さらに指定地方公共機関、市長その他の関係者へ防災気象情報を通知する。

カ 異常気象を発見した者の措置（災害対策基本法第54条）

同条第4項による市町村長が気象庁その他の機関に通報するものうち、気象庁に通報するものについてはおおむね次によって行う。

（ア）対象になる現象名

a 気象に関する事項

著しく異常な気象現象、たとえば竜巻、強い降雹等

b 地象に関する事項

火山関係：噴火現象・噴火以外の火山性異常現象

地震関係：群発地震

c 水象に関する事項

異常潮位

異常波浪

（イ）発生場所

（ウ）発見した日時分

(エ) その他参考になる情報

(オ) 通報手段

市から気象官署に対する通報は、公衆電信による。

(カ) 通報に要する費用

発信市の負担とする。

(キ) 気象官署への通報は長崎地方気象台とする

長崎地方気象台 長崎市南山手町 1 1 - 5 1

キ 災害通信整備に関する計画

長崎地方気象台から発表される各種の気象通報は、直ちに所管の伝達系統によって、有線、あるいは無線通信施設を通じて下部機関に伝達されるとともに、被害情報の収集、及びその対策についても緊密な連絡を行うこととなっているが、有線による通信施設（公衆、専用）が途絶した場合は、地区非常通信連絡会会長（長崎県危機管理課長）は「非常無線通信」の発動を指令して非常通報を取扱うことにしている。

(2) 2023（令和5）年度の特別警報・警報等発表履歴

ア 佐世保市（宇久地域を除く）特別警報・警報発表履歴

2023（令和5）年度は特別警報の発表はなかった。警報の発表状況は以下の通りである。

イ 佐世保市宇久地域特別警報・警報

2023（令和5）年度は特別警報の発表はなかった。警報の発表状況は以下の通りである。

佐世保市（宇久地域以外）

●：発表 ◇：特別警報から警報 ▼：特別警報から注意報 ▼：警報から注意報

○：継続 解：解除

浸：浸水害 土：土砂災害 土浸：土砂災害、浸水害

斜体字：発表 下線：特別警報から警報

u>

発表時刻	暴風雪警報	大雨警報	洪水警報	暴風警報	大雪警報	波浪警報	高潮警報
2023/ 8/ 9 07:48				●			
2023/ 8/ 9 10:24				○			
2023/ 8/ 9 14:47				○			
2023/ 8/ 9 16:23				○		●	
2023/ 8/ 9 18:19				○		○	
2023/ 8/ 9 20:45				○		○	
2023/ 8/10 02:55				○		○	
2023/ 9/14 05:25		浸					
2023/ 9/14 05:53		浸					
2023/ 9/14 06:20		浸	●				
2023/ 9/14 06:36		浸	○				
2023/ 9/14 06:59		浸	○				
2023/ 9/14 07:11		浸	○				
2023/ 9/14 07:28		浸	○				
2023/ 9/15 03:39		<u>土</u>					
2023/ 9/15 06:03		土					
2023/ 9/15 06:56		土					
2023/ 9/15 08:35		土浸	●				
2023/ 9/15 09:27		土浸	○				
2023/ 9/15 11:45		土浸	○				
2023/ 9/15 15:16		土					
2023/ 9/15 21:04		土					
2023/ 9/17 01:32		<u>土</u>					
2023/ 9/17 03:32		土	●				
2023/ 9/17 04:06		土	○				
2023/ 9/17 05:28		土浸	○				
2023/ 9/17 06:09		土浸	○				
2023/ 9/17 06:20		土浸	○				
2023/ 9/17 08:23		土浸	○				
2023/ 9/17 09:45		土浸	○				
2023/ 9/17 11:06		土	○				
2023/ 9/17 14:26		土					
2023/ 9/17 17:47		土					
2023/ 9/17 23:06		土					
2023/ 9/18 05:33		土					
2023/ 9/18 06:01		土					
2023/ 9/18 07:02		土					
2023/11/17 15:07				●			
2023/11/18 07:59				○			
2024/ 1/23 14:57	●				●		
2024/ 1/24 05:08					○		

佐世保市（宇久地域）

●：発表 ◇：特別警報から警報 ▼：特別警報から注意報

▼：警報から注意報 ○：継続 解：解除

浸：浸水害 土：土砂災害 土浸：土砂災害、浸水害

斜体字：発表 下線：特別警報から警報

発表時刻	暴風雪 警報	大雨警 報	洪水警 報	暴風警 報	大雪警 報	波浪警 報	高潮警 報
2023/ 8/ 8 16:55				●			
2023/ 8/ 8 21:09				○			
2023/ 8/ 9 04:54				○		●	
2023/ 8/ 9 07:48				○		○	
2023/ 8/ 9 10:24				○		○	
2023/ 8/ 9 14:47				○		○	
2023/ 8/ 9 16:23				○		○	
2023/ 8/ 9 18:19				○		○	
2023/ 8/ 9 20:45				○		○	
2023/ 8/10 02:55				○		○	
2023/ 8/10 06:06				○			
2023/ 8/10 06:34				○			
2023/ 8/10 07:15				○			
2023/11/17 15:07				●			
2023/11/18 07:59				○			
2023/12/21 21:14					●		
2023/12/22 04:58					○		
2024/ 1/23 14:57	●				●		
2024/ 1/24 05:08					○		
2024/ 2/ 4 21:30				●			
2024/ 2/ 5 01:33				○			
2024/ 2/ 5 04:23				○			

ウ 土砂災害警戒情報発表

佐世保市宇久地域では、2023（令和5）年度には土砂災害警戒情報
の発表はなかった。

佐世保市（宇久地域を除く）

発表時刻	Event ID	情報名	
2023/9/15 4:28	土砂	長崎県土砂災害警戒情報 第1号	発表
2023/9/15 6:05	土砂	長崎県土砂災害警戒情報 第2号	継続
2023/9/15 7:02	土砂	長崎県土砂災害警戒情報 第3号	継続
2023/9/15 8:13	土砂	長崎県土砂災害警戒情報 第4号	継続
2023/9/15 15:57	土砂	長崎県土砂災害警戒情報 第5号	継続
2023/9/15 17:55	土砂	長崎県土砂災害警戒情報 第6号	解除
2023/9/17 1:58	土砂	長崎県土砂災害警戒情報 第1号	発表
2023/9/17 4:00	土砂	長崎県土砂災害警戒情報 第2号	継続
2023/9/17 6:27	土砂	長崎県土砂災害警戒情報 第3号	継続
2023/9/17 14:10	土砂	長崎県土砂災害警戒情報 第4号	解除

【意見】

監査人より「キキクル」「雷ナウキャスト」及び「竜巻発生確度ナウキャスト」等の佐世保市民の認知度や当該サイトの普及率について佐世保市が把握しているか質問をしたが、特に把握していないとのことであった。当該サイトは気象庁ホームページのサイトであり、佐世保市が直接運営するものではないが、当該サイトの普及率を把握できるように、定期的な問い合わせ等の調査をしていただきたい。また、当該サイトに関して普及に向けた啓蒙活動等については、佐世保市防災ポータルに関連サイトリンク集に掲載しているのみであるとのことであった。そうであれば、まずは、佐世保市防災ポータルの啓蒙活動が重要になる。目標数値を設定のうえ、その普及率の把握等を行い、実効的な啓蒙活動を進めることが望ましい。

6 訓練に関する計画

(1) 佐世保市地域防災計画の内容

大規模な災害が発生した場合に、広範多岐にわたる災害応急対策を迅速かつ的確に遂行するためには、日ごろから実践的な訓練を積み重ねておくことが必要である。したがって、佐世保地域防災計画では、非常災害時において災害関係諸機関が相互に緊密な連携を保ちながら迅速かつ適切な救助、救護活動、避難、水防作業又は消火作業などを円滑に行うために、訓練を次の要領で実施するものと計画している。

また、関連する佐世保市防災・減災事業計画には、以下の通り定められている。

分類担当	事務事業名 事業名	事業概要					
①-4 拡充	災害対応計画推進事業	防災意識の向上・知識の普及のため、地域の災害特性に応じた防災訓練を実施する。					・訓練の実施
防災危機管理局	地域型防災訓練事業 (地域型防災訓練)						
前期計画	H25	H26	H27	H28	H29	H30	総事業費(千円)
後期計画	R1	R2	R3	R4	R5		3,511

分類担当	事務事業名 事業名	事業概要					
①-4 新規	防災コミュニティ推進事業	全ての地区自治協議会が実施する防災活動を支援するため、各自治協議会が防災訓練を企画・実施することに対し、年1回を上限に交付金を交付する。					・地区自治協議会防災訓練補助
防災危機管理局	地区自治協議会防災訓練支援事業						
前期計画	H25	H26	H27	H28	H29	H30	総事業費(千円)
後期計画	R1	R2	R3	R4	R5		992

(2) 水防訓練

水防作業は、最悪の事態に直面した暴風雨の中において昼夜を問わず行われるので、7月末日までに次の各事項について訓練を行わなければならないとされている。

- i 観測
- ii 通報
- iii 動員
- iv 輸送
- v 工法
- vi 樋門等の開閉操作
- vii 避難の誘導

2023（令和5）年度には以下のとおり水防工法訓練が行われている。

No.	研修名	受講者	実施月日	対象者	内容
1	水防工法訓練	300	5/8～6/12の間、適宜実施	全署所員	1 基本訓練 （1）杭作成（鉋・チェーンソー） （2）土のう作成 2 各種工法訓練 風水害の実情に応じた工法を各署で選定し実施（洗掘、漏水、越水、亀裂、崩壊対策など）

（3）消防訓練計画

ア 佐世保市では、下記の通りの訓練を行うこととされている。

① 自主的訓練

消防局（署）及び消防団は、活動の基本を徹底するため適宜に自主的訓練を行う。

② 非常招集訓練

消防局（署）及び消防団は適当な時期を選び非常招集訓練を行う。

③ 消防訓練

消防局（署）及び消防団は春季、秋季に随時特殊建物、火災防衛困難なる場所を選定し、消防訓練を行う。

④ 避難訓練

消防局（署）及び消防団の一部をもって適当な時期を選び、特殊建築物又は地域毎の関係者に対する火災等により避難指示訓練を行う。

イ 訓練項目は以下の通りである。

- i 消防用機械器具取扱訓練
- ii 消防用機関運用訓練
- iii 各種操法訓練
- iv 非常招集訓練
- v 人命救助訓練
- vi 飛火警戒訓練
- vii 通信連絡訓練
- viii 破壊消防訓練
- ix 出場訓練
- x その他

ウ 消防団では2023（令和5）年度には以下のとおり消防訓練が行われている。

No.	研修名	受講者	回数	対象者	内 容
1	初任者研修	100	年 回 1	入団 5 年 未満	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員倫理 ・佐世保市の市政概要 ・消防の基礎知識 ・安全管理 ・実科訓練
2	庶務担当者 研修	100	年 回 1	庶務担当 者	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員倫理 ・適正会計要領 ・出動報告及び運営交付金収支報告要領
3	上級幹部研 修	17	年 回 1	副団長以 上	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員倫理 ・佐世保市の市政概要 ・安全管理 ・火災防ぎょ戦術 ・幹部団員の心得 ・実科訓練
4	指導員研修	60	年 回 2	指定又は 希望する 者	<ul style="list-style-type: none"> ・火災対応研修 ・風水害対応研修 ・救助・救命研修 ・地域防災指導研修
5	普通救命講 習	500	年 回 1	未受講者 継続受講 者	<ul style="list-style-type: none"> ・普通救命講習 I
6	所属研修	1400	適宜	全団員	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理 ・消防技術研修
7	機関員研修	500	年 回 1	機関操作 担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・消防ポンプ取扱要領 ・安全管理
8	春季訓練	1400	年 回 1	全団員	<ul style="list-style-type: none"> ・消防局と連携して火災防ぎょ訓練を実施。
9	秋季訓練	1400	年 回 1	全団員	<ul style="list-style-type: none"> ・消防局と連携して火災防ぎょ訓練を実施。
10	所属訓練	1400	適宜	全団員	<ul style="list-style-type: none"> ・実科訓練
受講者数合計		6,877			

(4) 非常無線通信訓練

災害が発生した場合に、非常無線通信が十分な効果をあげられるよう、長崎地区非常無線通信協議会で計画する非常無線通信訓練計画に基づき、総合訓練及び各個訓練を定期及び臨時に実施することとされている。

もつとも、2023（令和5）年度の実施はないとのことである。

(5) 総合防災訓練・地域防災訓練

訓練は地方行政機関、県、県警、消防団、地方公共機関、自衛隊、住民等の参加を求めて、原則毎年1回実施する。また、必要に応じ、地域防災訓練を実施することとしている。

佐世保市が2023（令和5）年度に防災・減災に関して行った研修・講習・イベント等は以下のとおりである。この中で、年に1回の総合防災訓練、各地域の地区防災訓練が実施されている。

佐世保市が防災・減災に関して行った研修・講習・イベントの開催時期等（令和5年度）

	開催時期	開催場所(対象者等)	参加者数	内容
1	4月21日	市立看護専門学校(看護科学生)	73	看護科講義
2	5月24日	長崎県立大学(地域創造学部新入生等)	210	防災(警戒レベル・避難行動)・国民保護
3	5月25日	長崎短期大学(留学生新入生)	41	防災(警戒レベル・避難行動)・国民保護
4	5月31日	長崎県立大学(経営学部新入生等)	150	看護科講義
5	7月6日	黒島地区コミュニティセンター(黒島地区防災訓練)	32	黒島地区防災計画
6	7月11日	中部地区コミュニティセンター(中部地区自治協議会)	20	防災(警戒レベル・避難行動)・国民保護
7	7月18日	桜木団地集会所(桜木団地ひまわりサロン)	17	防災(警戒レベル・避難行動)・国民保護
8	7月21日	相浦コミュニティセンター(佐世保電気工業協同組合)	73	防災(警戒レベル・避難行動)・国民保護
9	7月23日	九十九地区コミュニティセンター(九十九地区防災訓練)	56	防災(警戒レベル・避難行動)・国民保護
10	7月29日	花高小学校(PTA、はなたかつ子SP)	20	防災(警戒レベル・避難行動)・国民保護
11	8月3日	柚木地区コミュニティセンター(子ども会)	12	防災(警戒レベル・避難行動)・国民保護
12	8月3日	長坂町公民館(公民館役員会)	10	防災(警戒レベル・避難行動)・国民保護
13	9月1日	佐世保市総合防災訓練	1090	佐世保市における防災体制等
14	9月11日	まちなかコミュニティセンター(市民大学)	61	防災(警戒レベル・避難行動)・国民保護
15	9月29日	宮地区コミュニティセンター(宮小学校4年生)	25	防災(警戒レベル・避難行動)・国民保護
16	10月1日	西地区コミュニティセンター(西地区防災訓練)	72	防災(警戒レベル・避難行動)・国民保護
18	11月5日	日宇地区コミュニティセンター(日宇地区防災訓練)	100	防災(警戒レベル・避難行動)・国民保護
19	11月17日	青少年の天地(青少年の天地防災訓練)	18	防災(警戒レベル・避難行動)・国民保護
20	11月19日	鹿町地区コミュニティセンター(鹿町地区防災訓練)	130	防災(自助・共助・公助)・国民保護
21	11月20日	佐世保市国民保護図上訓練	60	佐世保市における防災体制等
22	11月23日	江迎地区コミュニティセンター(江迎地区防災訓練)	45	防災(警戒レベル・避難行動)・国民保護
23	11月26日	宇久地区コミュニティセンター(宇久地区防災訓練)	50	防災(警戒レベル・避難行動)・国民保護
24	12月2日	南地区コミュニティセンター(南地区防災訓練)	100	防災(警戒レベル・避難行動)・国民保護
25	12月7日	柚木元町3組公民館(もとふれサロン)	13	防災(警戒レベル・避難行動)・国民保護
26	1月25日	消防局(市職員研修)	10	佐世保市における防災体制等
27	1月21日	アルカスSASEBO(防災ボランティア講演会)	150	防災(警戒レベル・避難行動)・国民保護
28	2月9日	庁舎庁議室(連携市町職員災害対応研修)	32	防災(警戒レベル・避難行動)・国民保護
29	2月15日	消防局(市職員研修)	10	佐世保市における防災体制等
30	2月17日	長崎県原子力防災訓練	150	佐世保市における防災体制等
31	2月25日	清水地区コミュニティセンター(笑顔まんまる飾り巻き寿司教室)	10	防災(警戒レベル・避難行動)・国民保護
32	3月10日	崎辺地区コミュニティセンター(崎辺地区防災訓練)	75	防災(警戒レベル・避難行動)・国民保護
33	3月12日	ソレイユ吉井(JAながさき西海女性部北松地区)	30	防災(警戒レベル・避難行動)・国民保護
34	3月17日	清水地区コミュニティセンター(清水地区防災訓練)	75	防災(警戒レベル・避難行動)・国民保護
35	3月21日	世知原地区コミュニティセンター(世知原地区防災教室)	30	世知原地区防災計画
計	35回		3,050	

費用 2,249千円

ア 佐世保市総合防災訓練

佐世保市総合防災訓練は、大規模災害発生を想定し、「連携した救助・救護活動」「ライフライン等の復旧活動」「防災ボランティア活動」及び「防災に関する展示」などを実施することで、防災意識の高揚及び災害時における「自助」「共助」の精神の普及を図るとともに、災害発生時における各防災関係機関の実効性ある対応力の確認、各機関相互の連携強化を目的としている。同訓練は、佐世保市主催で自衛隊、消防団及び警察署等の関係各機関と合同で行う訓練である。2023（令和5）年度の実施概要は以下のとおりである。

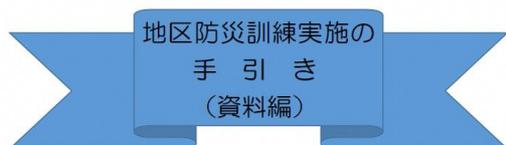
【評価】

佐世保市総合防災訓練は、関係機関が災害対応における実効性のある活動を確認することも目的の一つである。共同での訓練を通じ、各自の役割を確認することで、実効性のある活動を確認することができ、有用な訓練であるといえる。また、同訓練に市民も入場できるとすることにより、市民の防災意識高揚にも資するものであり、この点も評価できる。

そして、訓練を通じて感じた反省点、検討すべき点なども記録として残されているようであり、今後、さらに有用な訓練となっていくことを期待する。

イ 地域防災訓練

地域防災訓練に関して、以下のとおり地区防災訓練実施の手引きにより、佐世保市は、地域防災訓練を支援している。



令和5年3月

佐世保市防災危機管理局

はじめに

近年、全国各地で大型台風の襲来や集中豪雨等により大きな災害が多発し、多くの尊い人命が犠牲になっていることはご承知のとおりです。本市においても、記録的な大雨により、浸水被害や家屋の損壊などの被害が発生しております。

これらの災害による被害を軽減するとともに、一人の犠牲者も出さないためには、地域における防災訓練が重要な役割を果たすものと考えられます。

本手引きは、地区自治協議会が主催する「地区防災訓練」を実施する際に活用していただくために作成しました。

訓練の詳細内容は、別添の「自主防災会防災訓練マニュアル」を参考にいただき、実際に防災訓練を実施する時に必要な関係資料をまとめたもので、各自治協議会の実情や実施する訓練の内容に応じて、本資料を活用していただければ幸いです。

【佐世保市防災危機管理局】

1 訓練の進め方

次の項目を協議して、訓練の組み立てに活用してください。

項目	内容	具体例
1 対象	どこの地域を対象に実施するかを決める。	複数町内会・地区のブロック・全地区など
2 目的	避難に重点を置くか、実際に体験する訓練にするか、図上で行う訓練にするか、また、全体的に実施する訓練にするかを協議して、何を目的とするかを決める。	・避難訓練 ・体験訓練 ・図上訓練 ・その他マニュアルを参照
3 場所	どこで実施するかを決定する。	学校・地区コミュニティセンター・町内公民館等
4 時期	実施する日程を決める。	防災部会等を中心に、自治協会等で協議し決定する。
5 参加人数	訓練の規模を協議し、参加人数を決定する。	各町内会から何名参加等
6 訓練資機材	必要な資機材を検討する。 炊出し訓練の食材や設備、また、訓練に必要な資機材を消防署等関係機関と協議し確認する。	水消火器・訓練用AED・炊出し用具・看板・文具等消耗品
7 調整	行政等関係機関に訓練実施依頼を出す等、調整を実施する。	学校：学校使用・参加者依頼 消防：訓練指導・講話依頼等 警察：避難訓練時誘導協力・交通、防犯講話依頼 道路使用許可申請等（申請が必要が確認） 防災：訓練内容に応じた関係機関の助言、調整 その他参加事業所等の調整
8 役割分担	訓練の種類に応じて役割分担を決める。	部会中心の分担 館長、役員中心の分担 など
9 実施可否	天候等の都合で当日、又は前日に可否を決定する日時を決めておく。	前日の何時に決定 当日の朝何時に決定 など
10 実施責任者	訓練種目の責任者を決めておく。	種目の実施場所に貼り付ける。
11 安全管理者	実施中の安全確認要員を配置する。	避難訓練時の道路誘導員等
12 反省	参加者に意見を聞く。 終了後に検討会を実施する。	アンケート調査等の実施

2 訓練の方法

上記「訓練の進め方」を参考にして、訓練の規模（訓練場所・参加人員数・訓練種別・参加地区別等）等を協議して、どのような訓練にするかを決定する。

3 訓練の種別

「自主防災会防災訓練マニュアル」P6からP38に記載の訓練内容を参考にして、実施する訓練の種別を決定する。

4 関係資料

添付の資料1～資料7を参考にして、訓練に関する資料を作成する。

- (1) 資料1・・・訓練全体の計画書
- (2) 資料2・・・地区住民の方へ周知するチラシ
- (3) 資料3・・・訓練参加者数を把握するための防災訓練参加者調べ
- (4) 資料4・・・訓練全体のスケジュール管理用資料
- (5) 資料5・・・避難訓練実施時の避難者把握用の記載様式
- (6) 資料6・・・道路を使用する場合（避難訓練）の警察署提出の「道路使用許可申請書」
- (7) 資料7・・・訓練終了後の参加者意見を聴取するためのアンケート用紙

〇〇地区防災訓練計画書

資料1

資料2

1 目的

近年全国各地で大規模な洪水や土砂災害が発生しており、本市においても特別警戒が発表されるなど、大規模な災害が発生してもおかしな気象状況となっている。
〇〇地区においては、土砂災害や河川氾濫による被害の拡大が想定される地区であることから、早めの避難と事前の準備を怠ることがないように、本訓練を通じて、地域住民の防災対応能力を高め、災害による被害の軽減と一人も犠牲者を出さないことを目的に〇〇地区自治協議会と管内住民及び関係機関が協力して実施するものです。

目的・趣意等は、訓練の内容に

2 訓練想定

佐世保市に大型で猛烈な勢力を持った台風が接近し、前線の影響で大雨が予想され、土砂災害や河川氾濫による浸水の危険性が高まる前の早い時期に、住民避難の必要性が高まっている状況とします。

場所は、訓練の規模に応じて検討してください。

3 日時

令和5年〇月〇日（〇） 〇：〇～〇：〇

4 場所

〇〇地区自治協議会管内一帯（主会場：〇〇地区コミュニティセンター）

5 参加機関

- (1) 〇〇地区自治協議会及び管内の居住者
- (2) 佐世保市消防団（第 中隊、第 ～ 分団）
- (3) 〇〇警察署 ※要検討
- (4) 佐世保市（〇〇消防署 出張所、防災危機管理局）

参加機関は、訓練の内容に応じて適宜で防災危機管理局に事前に相談してください。

6 参加人員

〇〇名程度（住民：〇〇名程度 関係機関：〇〇名程度）

7 実施項目

- (1) 実働訓練
 - 災害情報伝達訓練（防災行政無線、消防団車両を使用し広報）
 - 避難誘導訓練
自宅等から、徒歩、自家用車で〇〇地区コミュニティセンターまで避難する。
 - 避難所運営訓練
避難者名簿を作成し、避難者の状況を把握する。
- (2) 体験訓練
 - 救急処置訓練
 - 炊出し訓練又は非常食体験訓練
 - 119通報訓練
 - 煙体験及び消火器取扱い訓練
 - 地震体験訓練

訓練項目は、容易にできる訓練からはじめ徐々に規模を拡大した方が長期間実施できると思われれます。

8 その他

訓練参加者は、感染症対策を講じるとともに、動きやすい服装で参加してください。

〇〇地区住民の皆様へ

「〇〇地区防災訓練」実施のお知らせ

と き： 令和〇年〇月〇日（〇）
〇時〇〇分～〇時〇〇分まで

と ころ： 主会場：〇〇地区コミュニティセンター

内容： 1 避難訓練

自宅等から
〇〇地区コミュニティセンターまで避難します。



2 体験訓練

- 消火体験
- 応急手当
- 119番通報体験
- 煙体験ハウス



3 炊出し訓練

数に限りがありますが試食いただけます。



近年、地震や集中豪雨による災害が激甚化しています。
住民の皆様への訓練への積極的な参加をお願いします。

主催：〇〇地区自治協議会

〇〇地区防災訓練参加者調べ 資料3

日時 令和 年 月 日 () 10時から

場所 〇〇地区公民館

10時の防災行政無線の放送により避難訓練を開始します。

〇〇地区公民館に近い町内会は、町内会公民館から徒歩で避難し、遠距離の町内会は、自家用車に乗せて、〇〇地区公民館まで避難します。(消防団員の方が安全に誘導します)

No.	町内会	班	氏名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

訓練スケジュール (案) 当日用 資料4

順番	時間予定	実施内容	関係者
1	7:30	天候不良時は協議会役員で中止等の協議	役員
2	9:00	スタッフ集合 (地区コミュニティセンター又は体育室)	スタッフ一同
3	9:00	スタッフ会議・会長挨拶 ～ 各部門別打合せ	スタッフ一同
4	9:40	配置完了	スタッフ一同
5	9:50	避難住民は指定の場所 (各地域の公民館) に集合	地区住民
6	10:00	訓練開始 消防団車両及び防災行政無線による「避難勧告」広報	
7	10:00	訓練開始・高齢者等避難・情報伝達 防災無線で訓練放送後、徒歩または自家用車で避難 場所 (地区コミュニティセンター) へ避難行動開始 交通警戒及び避難路警戒 自家用車避難者の駐車場の誘導	地区住民 消防団 警察署 消防団
8	10:05 ～10:20	避難所開設訓練 避難者名簿の受付 () (避難者の名簿を記入してもらう)	自治協
9	10:20 ～10:30	体験訓練 体験訓練説明及びグループ分け	自治協
10	10:30 ～11:50	消火体験 訓練用消火器で消火体験 緊急搬送体験 毛布、物干し竿を使用し簡易担架を 作成し搬送補法を体験	消防局 消防団員
11	同上	119通報体験 訓練用通報装置で体験	消防局
12	同上	救急措置 救急処置方法を学ぶ	消防局 消防団員
13	同上	地震体験 起震車による地震体験	消防局 防災危機管理局
14	同上	講話やDVD視聴 防災について学習する	防災危機管理局
15	11:50～	挨拶 地区自治協議会長	自治協会長
16		講評	
17	12:00	解散 (スタッフは撤収作業)	自治協

※役割分担に係わらず、スタッフ全員が内容の把握に努めること。

避難者名簿(避難者記載用) 様式1号

NO	氏名	年齢	性別	住所	電話	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						

※ 記入については、世帯毎とする。

(切り取り)

避難者名簿(避難者記載用) 様式1号

NO	氏名	年齢	性別	住所	電話	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						

※ 記入については、世帯毎とする。

別記様式第六 (第十条関係)

本申請者は、避難訓練・車両広報訓練などの時に必要となる場合がありますが、各警察署の判断で不要となることもありますので、事前に警察署へ相談してください。

資料6

道路使用許可申請書

令和 年 月 日

〇〇 警察署長様

住所 佐世保市〇〇町 番地
申請者 〇〇地区自治協議会 会長
氏名 〇〇 〇〇 印

道路使用の目的	〇〇地区防災訓練実施のため		
場所又は区間	〇〇地区自治協議会管内の一帯 (〇〇地区コミュニティセンターを主会場)		
期	令和 年 月 日 () 10時00分から12時00分まで		
方法又は形態	避難訓練及び車両広報 (地区防災訓練概要のとおり) 要所に事故防止のため警戒員を配置します。		
添付書類	訓練概要、広報車両及び広報文、避難経路図、車両広報及び警戒員配置図		
現場住所	佐世保市〇〇町 番地		
責任者氏名	〇〇自治協議会防犯・防災部長	電話	—

第 号

道路使用許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	
-----	--

令和 年 月 日 〇〇 警察署長

- 備考 1 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
2 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかなにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
3 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

4 様式の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

地区防災訓練アンケート

資料7

今後の防災訓練に役立てたいと考えておりますので、次のアンケートにご協力ください。
あてはまるものに○をつけてください。

1.性別	(男・女)
2.年齢	(10代・20代・30代・40代・50代・60代・70代・80代)
3.家庭や地域で防災に関する話し合いをしたことがありますか?	
1	ある(内容に○): 1 避難方法・2 避難先・3 備蓄・4 安否の確認手段・5 その他()
2	ない
4.日頃、防災に関する情報(気象情報等)を何で確認していますか?(複数選択可)	
1	テレビ・一般のラジオ
2	インターネット
3	防災に関するメールサービス
4	佐世保市が貸し出している防災ラジオ
5	防災行政無線
6	その他()
5.「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」の意味を理解されていますか?	
1	理解している
2	だいたい理解している
3	わからない
6.佐世保市においては、安全な区域にある親戚・知人宅への避難(分散避難)を推奨していることをご存じですか。	
1	知っている
2	聞いたことはある
3	知らない
7.家庭で非常時の持ち出し品を準備していますか?	
1	している(内容に○): 1 食料・水 2 日用品・医薬品 3 携帯ハザード 4 ラジオ・懐中電灯
2	していない
3	今後準備する。
8.防災行政無線の放送が聞こえない場合や内容が確認できなかった場合、放送内容を確認できるサービス(災害情報配信メール・NBCデータ放送)がありますがご存知ですか?	
1	知っているし利用している
2	知っているが利用したことがない
3	知らない
9.今回の防災訓練は、いかがでしたか?	
1	非常に良い
2	まあ良い
3	良くなかった
4	部分的に良かった
10.今後も今回のような訓練があれば参加したいと思いますか?	
1	ぜひ参加したい
2	日程があれば参加したい。
3	参加しない
4	その他()
11.今回の訓練の他にどのような訓練がしたいですか? (訓練についての感想、気づいた点をご記入願います。)	

ご協力ありがとうございました。

また、実施状況は以下のとおりである。

1. 事業概要

事業名	8地域型防災訓練事業			部局課名	防災危機管理局				
				担当/内線	田中		2558		
計上開始年度/計上時性質	H25	新規		会計	01一般	款項目	10.1.4	大事業・中事業	0305
開始年度/性質	R4	拡充		中事業名称	災害対応計画推進事業・防災訓練事業				
事業の種類	その他ソフト								
防災・減災計画の位置付け	基本目標	①地域住民が中心となった防災体制の確立							
	施策	①-4防災意識の高揚と防災知識の普及							
国土強靱化地域計画の記載	有	8-3							
地域防災計画の記載	有	2-6訓練に関する計画							
各種計画への位置付け	無								
事業内容	・地域の災害特性に応じた住民参加型の「地域型防災訓練」を、地区自治協議会単位で実施する。 ・H30からR5までに全地区自治協議会で1回ずつ実施する。(第7次総合計画のKPI)			対象	市民(地区自治協議会)				
	目的	防災意識の向上・知識の普及とともに、地域の防災力の向上を図る。							
	活動指標	年間訓練開催回数							
	効果	・地域住民の防災意識の向上・知識の普及 ・地域の防災力向上に貢献							

2. 年次計画

年度	H25実績	H26実績	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	H31/R1実績	R2実績	R3実績	R4予算	R5予算	総合計
合計	267	267	270	355	516	583	383	0	0	389	618	3,648
事業費	国											0
	県											0
	地方債											0
	その他											0
	一般財源	267	267	270	355	516	583	383	0	0	389	618
工程 (年度毎に何を実施するか欄に)	訓練実施		訓練実施	訓練実施	訓練実施							
指標	目標値	2回	2回	2回	2回	4回	5回	4回	5回	5回	6回	9回
	実績値	2回	2回	2回	2回	4回	5回	6回	0回	0回		

3. 評価 ※新規事業は除く

昨年度の進捗状況	・R3はコロナ禍により訓練が実施できなかった。		事業実施による効果	実施なし。	
次年度以降の改善策	訓練方法を工夫し、現状でも実施できる方法を検討する。		次年度の方向性	継続	
年次計画の修正	有	年度別実施箇所の変更。(R2、R3分の振り分け)			

2022(令和4)年度の実績としては、6地区で訓練を実施し、その事業費は、14万7252円であり、2023(令和5)年度の実績としては、6地区で訓練を実施し、その事業費は、35万401円である。

1. 事業概要			
事業名	10地区自治協議会防災訓練支援事業		部局課名 担当/内線 田中 2558
計上開始年度/計上時性質	R2	新規	会計 01一般 款項目 10.1.4 大事業・中事業 02.03
開始年度/性質	R4	拡充	中事業名称 防災コミュニティ推進事業・地区防災計画策定推進事業
事業の種類別	その他ソフト		
防災・減災計画の位置付け	基本目標 施策	①地域住民が中心となった防災体制の確立 ①-4防災意識の高揚と防災知識の普及	
国土強靱化地域計画の記載	有	8-3	目的 地区自治協議会が実施する防災活動を支援することにより、地域の防災力の向上を図る。
地域防災計画の記載	無		
各種計画への位置付け	無		活動指標 実施箇所数(R3は防災訓練実施率(1地区1回)) ・地区自治協議会の避難訓練の自主開催を促進し、地域での防災活動を促し、防災意識を高める。
事業内容	・各自治協議会が防災訓練を企画・実施することに対し、交付金を交付する。		
			効果

2. 年次計画													
年度		H25実績	H26実績	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	H31/R1実績	R2実績	R3実績	R4予算	R5予算	総合計
事業費	合計								0	0	534	1,139	1,673
	国												0
	県												0
	地方債												0
	その他												0
一般財源									0	0	534	1,139	1,673
工程 (年度毎に何を実施するか欄に)									訓練実施	訓練実施	訓練実施	訓練実施	
指標	目標値								5か所	5か所	6か所	12か所	
	実績値								0%	0%	(0か所)		

3. 評価 ※新規事業は除く			
昨年度の進捗状況	・R3はコロナ禍により地区自治協議会での訓練が実施できなかった。	事業実施による効果	実施なし。
次年度以降の改善策	地区自治協と協議し、実施できる訓練方法を提案する。	次年度の方向性	継続
年次計画の修正	有 活動指標の変更		

2022（令和4）年度の実績としては、5地区で訓練を実施し、その事業費は28万5293円である。また、2023（令和5）年度の実績としては、6地区で訓練を実施し、その事業費は22万9090円である。

【指摘】

訓練実施数が5～6地区程度で推移し、2023（令和5）年度の目標値の半数の状況である。地区防災訓練を実施していない地区自治協議会に聞き取り調査を行うなどして早急に問題点・課題を検証し、佐世保市地域防災計画などに対応を盛り込むべきである。広報の点では、地区自治協議会が主催を検討できるよう、より、地区防災訓練の実施の広報拡充を検討することが望ましい。また、その際佐世保市防災訓練支援助成金交付要綱に基づき佐世保市防災訓練

支援助成金が交付されることなども併せて広報することが望ましい。

7 自主防災組織の育成に関する計画

(1) 佐世保市地域防災計画の内容

災害発生直後において、防災機関の対応がまだ末端まで行き渡らない時点では、住民の自主防災活動に負うところが大きい。また、災害の未然防止においても平常時の住民の研修、訓練及び近隣互助の体制の確立は大きな効果をもたらすと期待される。したがって、地域住民が「自らの地域は自らが守る」という精神のもとに、自主防災会を結成し、組織的な活動をとることは非常に重要である。

そのため、佐世保市地域防災計画では、災害の未然防止や災害発生時に初動活動を円滑に行うため、地域ごとに自主的な防災組織の結成を促進し、その活動を支援することとしている。以下は、佐世保市地域防災計画に記載されている内容である。

ア 組織

(ア) 原則として、自治会、町内会等を単位として自主防災会を結成する。

(イ) 自主防災会を運営するうえでの必要事項は、規約で定める。

(ウ) 活動内容は、各地域に応じて防災計画で定める。

イ 活動内容（例）

(ア) 防災知識の普及に関すること

(イ) 防災訓練の実施に関すること

(ウ) 情報の収集伝達に関すること

(エ) 出火防止及び初期消火に関すること

(オ) 救出・救護に関すること

(カ) 避難誘導に関すること

(キ) 給食・給水に関すること

ウ 佐世保市の支援

自主防災広報誌の発行及び自主防災研修会を開催するほか、自主防災会の要請に基づき、防災訓練や講習会へ講師を派遣するなど、支援を行うものとする。

毎年開催予定の総合防災訓練においては、自主防災会の参加を得て、自主防災にかかる訓練を実施する。

(2) 関連計画・関連法令等

この点について関連する計画等は以下の通りである。

ア 佐世保市国土強靱化地域計画

リスクコミュニケーション	
複数の部局に跨る課題に対し、情報交換、連携を行いながら解決を図る	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討
【自主防災組織結成・育成対策】 ○災害時における自助・共助のため市内613自治会のうち425組織の自主防災組織が結成されているが、未結成の組織については今後も引き続き結成促進を行う必要がある。	○未結成の組織については今後も引き続き結成促進を行う。また、既に結成済の組織については、大規模災害等に備え自治協議会を通じて防災訓練等積極的な防災活動への参加や防火防災研修など地域特性に応じた活動支援を行い取組を強化する。

イ 佐世保市防災・減災事業計画

分類担当	事務事業名 事業名	事業概要					
①-1 拡充	防災コミュニティ推進事業 自主防災組織活動支援 事業	地域の防災力を向上させるための自主防災組織の 結成促進(組織率の向上)を図るため、活動支援物 品の充実を図るとともに、組織結成後のフォローアッ プを実施する。					・防災資機材の配布 ・リヤカーの配布 ・手引書の配布
防災危機管理局							
前期計画	H25	H26	H27	H28	H29	H30	総事業費(千円)
後期計画	R1	R2	R3	R4	R5		9,730

分類担当	事務事業名 事業名	事業概要					
①-1 新規	防災コミュニティ推進事業 地区防災計画策定推進 事業	地区自治協議会が自ら地区防災計画を策定するた めの経費を支出するほか、地区防災計画策定のた めの協力(情報提供等)の実施を行う。					・地区防災計画を策定す るための経費を支出
防災危機管理局							
前期計画	H25	H26	H27	H28	H29	H30	総事業費(千円)
後期計画	R1	R2	R3	R4	R5		55,514

ウ 災害対策基本法第5条2項

エ 佐世保市自主防災会育成指導及び防災用品助成要綱

(3) 実施内容・監査等

ア 佐世保市では以下のパンフレットにより自主防災組織を広げること
の啓蒙を行っている

広げよう自主防災組織の輪!!

-つくろう・守ろう・わがまち サセボ-



自主防災組織とは?

●自主防災組織は、「自分たちのまちは、自分たちで守る!」という意識のもと、町内会・自治会・公民館単位で結成を推進している組織です。

●地域情報に一番詳しい住民の皆様により、力を合わせて助け合うための組織として、結成にご理解をお願いします。



なぜ自主防災組織が必要?

●地震や集中豪雨などによる大規模な災害が発生した場合、電話が不通になったり、道路交通網が破壊され消防などの防災機関の到着に時間がかかったり、活動事態も制限されることが予想されます。

●行政の救助・救援活動が開始されるまでの「空白の時間」を埋めるためには、是非とも地域の皆様の初動の活動が必要です。そのために、お隣・ご近所の助け合い(共助)の組織づくりが求められています。

**お隣さんは
お互いさん!!
みんなで支え合いましょう!**



どんな活動をすればいいの?

隣保体制を具体的な形にして、それぞれの地域にあった自主的な活動をお願いします。

【主な活動例】

- 地域ぐるみで安全のためにどんな取り組みができるかを話し合う。
- 町内の高齢者や身体の不自由な方の避難について話し合う。
- いざという時のために、消火器の使い方や救急処置法を学ぶ。
- 災害時に備えて、必要な物品を準備する。
- 訓練を実施する・・・など

結成手続きはどうすればいいの?

自主防災組織の結成についての詳しいお尋ねは、防災危機管理局へどうぞ。
●代表者の方から、結成届出を出していただくのみです。

組織結成後のサポートは?

研究会・訓練時には、管轄の消防署からその指導に向いてサポートすることも可能です。是非、ご相談ください。

- 佐世保市防災危機管理局 (直通電話) 23-9258
- 中央消防署 (代表電話) 24-7621
- 東消防署 (代表電話) 38-2519
- 西消防署 (代表電話) 47-2076

組織結成に向けた市の支援は?

自主防災活動を支援するために、自主防災組織が結成されたときに、組織の世帯数に応じて防災用品の現物支給を行っています。(1回限りです)

- 99世帯以下 → 15,000円以内の防災用品 + 折りたたみ式リヤカー
- 100世帯～599世帯 → 20,000円以内の防災用品 + 折りたたみ式リヤカー
- 600世帯～999世帯 → 25,000円以内の防災用品 + 折りたたみ式リヤカー
- 1,000世帯以上 → 30,000円以内の防災用品 + 折りたたみ式リヤカー



【お問合せ先】
佐世保市役所内 防災危機管理局 佐世保市八幡町1-10 代表電話 23-9

また、上記パンフレットにも記載があるが、災害対策基本法第5条2項の規定及び佐世保市地域防災計画に基づいて組織された自主防災会に対して防災用品の助成及び育成指導について、必要な事項を定めることを目的として定められた佐世保市自主防災会育成指導及び防災用品助成要綱に基づいて、自主防災会の活動を促進するため、予算の範囲内において、防災用品助成基準額に応じた防災用品及びリヤカー1台を現物で支給することとしている。

イ 自主防災組織の結成状況 (地区自治協議会別)

名称	町名	結成(届出)年月日
■中部地区(26/50)		
祇園町一組町内会	祇園町	H11. 11. 10
東小佐世保町公民館	小佐世保町	H12. 11. 1
西小佐世保町自治会	小佐世保町	H16. 1. 13
名切町公民館	名切町	H16. 1. 13
松川町一組自治会	松川町	H16. 2. 16
松山町自治会	松山町	H16. 2. 16
須佐団地自治会	須佐町	H16. 12. 20
島瀬町自治会	島瀬町	H17. 1. 4
西高梨町公民館	高梨町	H17. 9. 1
折橋町二組町内会	折橋町	H18. 2. 28
折橋町三組公民館	折橋町	H18. 3. 1
折橋町4組自治会	折橋町	H18. 3. 1
田代町内会	田代町	H18. 3. 1
烏帽子町内会	烏帽子町	H18. 3. 1
熊野町公民館	熊野町	H18. 3. 6
山手町公民館	山手町	H18. 4. 16
白木町自治会	白木町	H18. 5. 31
須佐町自治会	須佐町	H21. 8. 27
東高梨町公民館	高梨町	H23. 6. 29
本島町公民館	本島町	H23. 8. 1

名称	町名	結成(届出)年月日
船越町公民館	船越町	H24. 6. 21
野崎町公民館	野崎町	H27. 11. 8
■山澄地区(16/18)		
トーカンマンション潮見町管理組合	潮見町	H15. 12. 26
若葉町1組公民館	若葉町	H16. 1. 13
若葉龍神自治会	若葉町	H16. 12. 23
三浦町二組公民館	三浦町	H17. 7. 17
須田尾町一組公民館	須田尾町	H21. 1. 30
峰坂町公民館	峰坂町	H24. 2. 1
三浦町一組公民館	三浦町	H24. 2. 1
若葉町4組公民館	若葉町	H24. 2. 1
潮見町公民館	潮見町	H24. 2. 21
山祇公民館	山祇町	H24. 7. 1
若葉町2組公民館	若葉町	H24. 12. 1
須田尾町二組公民館	須田尾町	H25. 6. 18
サンシティレジデンスマンション自治会	三浦町	H27. 1. 28
若葉町3組公民館	若葉町	H27. 2. 6
ビハシティ佐世保ベイサイド管理組合	三浦町	H27. 11. 8
福石町公民館	福石町	H29. 6. 15
■早岐地区(37/54)		
花高1丁目西部自治会	花高1丁目	H17. 7. 20

折橋町一組町内会	折橋町	H23. 10. 3
松川町二組町内会	松川町	H23. 11. 1
常盤町町内会	常盤町	H23. 11. 2 4
上京町自治会	上京町	H24. 2. 8
ビバシティ佐世保ハイスト 管理組合	三浦町	H27. 11. 8
栄町公民館	栄町	H28. 6. 13
■西地区(11/14)		
神島町2組公民館	神島町	H10. 6. 24
御船町一組公民館	御船町	H15. 12. 2 2
東今福公民館	今福町	H16. 1. 22
御船町3組公民館	御船町	H17. 8. 21
神島町1組公民館	神島町	H17. 9. 13
西鶺渡越公民館	鶺渡越町	H17. 10. 3 1
御船町2組公民館	御船町	H24. 2. 2
西今福公民館	今福町	H24. 11. 2 2
東鶺渡越町公民館	鶺渡越町	H26. 10. 4
ウイング御船Ⅱ自治会	今福町	H27. 12. 1
下金比良町公民館	金比良町	H28. 5. 13
■南地区(16/25)		
大宮町四組公民館	大宮町	H12. 2. 1
稲荷町二組町内会	稲荷町	H16. 12. 2 0
藤原町3組公民館	藤原町	H23. 7. 1
大宮町三組自治会	大宮町	H24. 4. 1
稲荷町四組公民館	稲荷町	H24. 10. 2 9
藤原町2組公民館	藤原町	H24. 11. 2

田の浦町自治会	田の浦町	H17. 8. 31
汐入町自治会	権常寺	H18. 4. 1
花高4丁目2組自治会	花高4丁目	H18. 9. 1
上原町公民館	上原町	H19. 6. 1
峰の前自治会	権常寺町	H19. 10. 1
早苗町一組自治会	早苗町	H20. 4. 6
花高4丁目一組自治会	花高4丁目	H20. 9. 1
旭町自治公民館	早岐2丁目	H24. 9. 1
昭和町自治会	権常寺町	H24. 9. 1
下陣の内町自治会	陣の内町	H24. 9. 15
立石原自治会	陣の内町	H24. 10. 1 0
花高3丁目中央自治会	花高町3丁目	H24. 11. 1
花高2丁目1組自治会	花高2丁目	H25. 6. 27
権常寺皆瀬公民館	権常寺町	H26. 4. 13
西陣の内町自治会	陣の内町	H26. 4. 27
若竹台自治会	若竹台町	H27. 3. 3
権常寺町自治会	権常寺町	H27. 4. 26
花高二丁目二組自治会	花高2丁目	H29. 6. 1
中島町公民館	早岐2丁目	H30. 3. 1
早岐中央団地自治会	早岐2丁目	H30. 3. 1
東下苗手自治会	早苗町	H30. 3. 1
花高1丁目2組自治会	花高1丁目	H30. 3. 2
築町自治会	早岐1丁目	H30. 3. 20
花高2丁目AB自治会	花高2丁目	H30. 9. 9
東町自治会	早岐2丁目	H30. 9. 30

稲荷町一組公民館	稲荷町	H24. 12. 2 5
稲荷町五組公民館	稲荷町	H26. 8. 20
大黒町三組町内会	大黒町	H26. 10. 2 9
大黒団地自治会	大黒町	H26. 11. 1 2
ウイング稲荷町内会	稲荷町	H26. 11. 3 0
木風町二組公民館	木風町	H27. 12. 2 5
藤原町一組公民館	藤原町	H28. 5. 17
東大黒町内会	大黒町	H28. 12. 9
プラママンションナリ自治会	稲荷町	H31. 2. 10
東山町一組公民館	東山町	R 6. 3. 1
■清水地区 (17/35)		
俵町公民館	俵町	H10. 4. 11
上町町内会	上町	H17. 6. 10
比良町1組公民館	比良町	H23. 6. 1
石坂町公民館	石坂町	H23. 11. 1 5
保立町二組公民館	保立町	H24. 10. 1 0
万徳町公民館	万徳町	H24. 12. 1
東大久保町3の組町内会	東大久保町	H25. 3. 3
東大久保町2組町内会	東大久保町	H25. 5. 1
東大久保町1の組自治会	東大久保町	H26. 6. 1
西大久保町公民館	西大久保町	H27. 5. 25

早苗町二組自治会	早苗町	H30. 10. 1 1
パールヒルズ田の浦自治会	田の浦町	H30. 10. 1 1
早苗町4組自治会	早苗町	H30. 10. 2 0
早苗町三組公民館	早苗町	H30. 11. 1
上陣の内町自治会	陣の内町	H30. 11. 1 8
日向町自治会	早岐1丁目	H30. 11. 3 0
田中町自治会	早岐3丁目	R 1. 5. 1
勝海町公民館	勝海町	R 1. 7. 2
早岐中町公民館	早岐2丁目	R 4. 9. 1
平松町町内会	平松町	R 4. 11 . 30
グランドベルクシティ花高	花高3丁目	R 6. 2. 1
■広田地区 (7/14)		
公営崎岡住宅自治会	崎岡町	H24. 3. 11
中原町町内会	中原町	H29. 5. 27
広田3丁目自治会	広田3丁目	H30. 2. 27
重尾町公民館	重尾町	H30. 5. 1
重尾新町自治会	重尾町	H30. 9. 25
下宮崎自治会	広田1・2丁目	H30. 10. 1
上宮崎自治会	広田町、1・3丁目	H30. 12. 1
■相浦地区 (44/44)		
川下町公民館	川下町	H14. 6. 18
日野新町公民館	日野町	H16. 1. 13

保立町一組公民館	保立町	H29. 7. 1
弓有公民館	小野町	H30. 1. 25
浜田町1組町内会	浜田町	H30. 2. 23
天満町町内会	天満町	H30. 4. 1
中通町自治会	中通町	H30. 7. 6
梅田町公民館	梅田町	R 2. 1. 28
宮田町公民館	宮田町	R 2. 6. 17
■北地区（6／8）		
春日町1組公民館	春日町	H17. 1. 12
桜木団地町内会	桜木町	H17. 9. 1
春日町二組公民館	春日町	H24. 6. 20
赤木町町内会	赤木町	R 1. 10. 15
春日町中央公民館	春日町	R 1. 11. 15
桜木町県営アパート自治会	桜木町	R 1. 11. 18
■九十九地区（3／8）		
船越町石岳町内会	船越町	H18. 6. 15

相浦ニュータウン町内会	棚方町	H18. 10. 1
日野本町公民館	日野町	H19. 7. 19
相浦新町町内会	相浦町	H20. 3. 30
浜町町内会	相浦町	H20. 3. 30
相浦本町町内会	相浦町	H20. 3. 30
相浦栄町町内会	相浦町	H20. 3. 30
築町町内会	相浦町	H20. 3. 30
相浦大黒町町内会	相浦町	H20. 3. 30
蛭子町町内会	相浦町	H20. 3. 30
柳町町内会	相浦町	H20. 3. 30
川迎町町内会	相浦町	H20. 3. 30
日野上町公民館	日野町	H23. 8. 1
金比羅町町内会	相浦町	H20. 3. 30
西浜町町内会	相浦町	H20. 3. 30
長坂町公民館	長坂町	H22. 2. 19
高島町町内会	高島町	H23. 2. 22

名称	町名	結成(届出) 年月日
ふじみ台自治会	棚方町	H23. 9. 3
竹辺町内会	竹辺町	H23. 12. 1 0
愛宕町町内会	愛宕町	H24. 3. 7
日野緑町2組公民館	日野町	H24. 4. 1
新田団地自治会	新田町	H24. 4. 1
母ヶ浦町町内会	母ヶ浦町	H24. 4. 21
相浦第2ニュータウン町内会	棚方町	H24. 4. 21
日野緑町一組公民館	日野町	H24. 4. 1

名称	町名	結成(届出) 年月日
踊石新町町内会	踊石町	H21. 4. 1
吉岡町第2町内会	吉岡町	H23. 8. 9
牧の地町内会	牧の地町	H23. 8. 21
野中町公民館	野中町	H24. 10. 2 7
山住町内会	白仁田町	H26. 11. 1 0
白仁田町内会	白仁田町	H26. 11. 1 6
菰田町内会	菰田町	H26. 11. 2 8
小川内町公民館	小川内町	H26. 12. 1 4

新田町公民館	新田町	H24. 6.29
星和台公民館	星和台町	H24. 6. 5
上相浦町公民館	木宮町	H25. 5. 8
大湊町一組町内会	大湊町	H26.10. 5
大崎町町内会	大湊町	H26.10.1 5
美崎が丘町内会	大湊町	H26.11.2 6
日野美鳥ヶ丘自治会	日野町	H26.12.2 8
棚方緑町町内会	棚方町	H27.12. 6
小野町公民館	小野町	H28. 6.28
川下団地公民館	相浦町	H28.12.2 9
県立大学公舎自治会	大湊町	H29. 4. 9
小野町2組町内会	小野町	H29.10. 1
棚方町自治会	棚方町	H30.11.2 3
光町公民会	光町	H30.11.2 6
椎木町公民館	椎木町	R 2. 9.25
浅子町公民館	浅子町	R 2.10. 5
鹿子前町3組公民館	鹿子前町	R 3. 1. 8
大湊町2組町内会	大湊町	R 3. 9. 1
■日宇地区(20/30)		
卸本町・陽光台自治会	卸本町	H16. 1. 8
日宇町3組自治会	日宇町	H16. 1.15
黒髪町5組自治会	黒髪町	H16. 1.16
日宇ヶ丘自治会	日宇町	H16. 4.25
北大和町公民館	大和町	H17. 1. 6
黒髪町2の1組自治会	黒髪町	H17. 1.12
黒髪町3組自治会	黒髪町	H18. 9. 1

上本山町3組公民館	上本山町	H27. 1. 1
十文野公民館	十文野町	H27. 3. 1
上本山1組町内会	上本山町	H27. 4.25
吉岡町第三町内会	吉岡町	H27. 9.29
野中下町内会	野中町	H27.10. 5
桧台自治会	上本山町	H27.11. 7
上本山町二組公民館	上本山町	H28. 9.15
中里町上公民館	中里町	H28.12. 1
中里町下公民館	中里町	H29. 6. 3
下本山町公民館	下本山町	H30. 6. 1
下本山団地自治会	下本山町	H30. 9.19
■柚木地区(22/25)		
柚木新町公民館	柚木町	H14. 6.19
柚木町3組公民館	柚木町	H17. 7.25
柚木元町1組公民館	柚木元町	H17. 8. 6
柚木町1組公民館	柚木町	H24. 7.30
筒井町自治会	筒井町	H24. 9. 1
柚木元町3組公民館	柚木元町	H24. 9. 1
小舟町2組公民館	小舟町	H24. 9.25
高花町2組公民館	高花町	H24.10.2 0
小舟町3組公民館	小舟町	H25. 4. 1
潜木町公民館	潜木町	H25. 5. 1
上柚木町3組公民館	上柚木町	H25.12. 1
上柚木町4組公民館	上柚木町	H30. 8.26
川谷町公民館	川谷町	R 1.10.25
柚木第2住宅	柚木町	R 1.10.27

白岳町一組自治会	白岳町	H23. 6.10
黒髪町2の2組自治会	黒髪町	H23. 7.20
東大和町公民館	大和町	H23.12. 3
白岳町二組自治会	白岳町	H24. 1.14
大塔町自治会	大塔町	H24. 4. 5
ウッディヒルもみじ自治会	もみじが丘町	H25. 4. 1
黒髪町一組自治会	黒髪町	H27. 4.11
日宇町2組自治会	日宇町	H27. 5.28
日宇町一組自治会	日宇町	H27. 6.12
大塔町脇崎自治会	大塔町	H27.12. 1
もみじが丘町自治会	もみじが丘町	H28. 6.29
黒髪町桜ヶ丘公民館	黒髪町	H28.12. 1
大塔住宅自治会	大塔町	H30. 5.12
■大野地区(27/28)		
坂の上公民館	原分町	H10. 4.11
矢峰町公民館	矢峰町	H10. 4.15
四条橋公民館	田原町	H10. 4.15
乙女橋公民館	大野町	H10. 6.20
上堺木公民館	瀬戸越町	H11. 2. 8
下堺木公民館	瀬戸越町	H11. 2. 8
上の角公民館	瀬戸越4丁目	H11. 2. 8
左石公民館	瀬戸越町	H11. 2. 8
泉福寺1組公民館	瀬戸越3丁目	H11. 2. 8
泉福寺2組公民館	瀬戸越2丁目	H11. 2. 8
泉福寺3組公民館	瀬戸越2丁目	H11. 2. 8
西泉福寺公民館	瀬戸越3丁目	H11. 2. 8

戸ヶ倉町自治会	戸ヶ倉町	R 1.10.30
上柚木町1組町内会	上柚木町	R 1.11. 1
上柚木町5組自治会	上柚木町	R 1.11.15
上柚木町2組公民館	上柚木町	R 1.12. 1
高花町一組自治会	高花町	R 1.12. 4
里美町公民館	里美町	R 1.12. 6
小舟町1組公民館	小舟町	R 2. 1.14
柚木町2組公民館	柚木町	R 2. 4. 1
■黒島地区(8/8)		
東堂平町内会	黒島町	H18. 3. 1
名切町内会	黒島町	H18. 2.28
田代町内会	黒島町	H18. 2.28
古里町内会	黒島町	H18. 2.28
蕨町内会	黒島町	H18. 2.28
本村町内会	黒島町	H18. 2.28
根谷町内会	黒島町	H18. 2.28
日数町内会	黒島町	H18. 2.28
■江上地区(25/30)		
上小島公民館	指方町	H16. 1.15
戸迎公民館	有福町	H21. 4.10
神揚公民館	指方町	H21. 5. 7
堤山公民館	江上町	H22.11.1 2
汐美台自治会	有福町	H23.10. 1
彼岸手町内会	江上町	H26.10.1 1
下小島公民館	指方町	H26.10.1 1

紋珠公民館	瀬戸越 4丁目	H11. 2. 8
松原町1組公民館	松原町	H11. 2. 8
松原町2組公民館	松原町	H11. 2. 8
北池野公民館	松瀬町	H11. 2. 8
南池野公民館	大野町	H11. 2. 8
峰公民館	松瀬町	H11. 2. 8
大野公民館	松瀬町	H11. 2. 8
石盛公民館	松瀬町	H11. 2. 8
知見寺公民館	知見寺町	H11. 2. 8
坂の下公民館	原分町	H11. 2. 8
田原町公民館	田原町	H11. 2. 8
上楠木公民館	楠木町	H11. 2. 8
瀬戸越中央団地公民館	瀬戸越町	H11. 2. 8
春日の杜自治会	瀬戸越1丁目	H26.11.24
新泉福寺町内会	瀬戸越2丁目	R 1.10.14
■中里皆瀬地区(27/27)		
下楠木町公民館	楠木町	H12. 4.16
皆瀬3組自治会	皆瀬町	H17. 3.15
踊石町内会	踊石町	H17. 4.1
皆瀬1組町内会	皆瀬町	H17. 6.1
皆瀬町2組公民館	皆瀬町	H17. 7.1
岳野町町内会	岳野町	H17. 9.1
吉岡町第一公民館	吉岡町	H20. 4.1
八の久保町内会	八の久保町	H20. 4.6

名称	町名	結成(届出)年月日
吉福町内会	吉福町	H17. 7.1

鳥越公民館	指方町	H26.10.21
伊勢川公民館	指方町	H26.10.10
江上町里公民館	江上町	H26.12.11
上有福公民館	有福町	H27. 1.11
中有福公民館	有福町	H27. 4.20
田ノ頭公民館	江上町	H27. 6.12
上浦公民館	江上町	H27. 6.26
下有福公民館	有福町	H27. 8.8
岩下公民館	指方町	H27. 9.1
生島公民館	有福町	H27.10.4
白毛ノ浦公民館	有福町	H30. 2.1
ハウステンボスヒルズⅠ管理組合	ハウステンボス町	H30. 3.1
ハウステンボスヒルズⅡ管理組合	ハウステンボス町	H30. 3.11
沖小島公民館	指方町	H30. 4.1
ハウステンボスヒルズⅢ管理組合	ハウステンボス町	H30. 5.1
ハウステンボスヒルズⅣ管理組合	ハウステンボス町	H30. 6.16
有福春陽台自治会	有福町	H30. 9.26
大浦公民館	江上町	H31. 4.10
■三川内地区(19/19)		
馬責町内会	桑木場町	H16. 3.21
桑木場東区町内会	桑木場町	H16. 4.20
桑木場西区町内会	桑木場町	H17. 1.6
三川内町町内会	三川内町	H17. 7.1

名称	町名	結成(届出)年月日
■小佐々地区(9/13)		

江永町内会	江永町	H17. 7. 8
三川内本町南区町内会	三川内本町	H17. 8.10
牛石町内会	新行江町	H19. 2. 1
木原町町内会	木原町	H19. 6.10
新行江町町内会	新行江町	H19. 7. 1
塩浸町内会	塩浸町	H19. 7. 8
前平町内会	木原町	H19. 5. 1
前田円常寺町内会	塩浸町	H26. 9.27
心野町内会	心野町	H26.10.1 9
新替町内会	新替町	H26.10.2 0
横手町町内会	横手町	H26.10.3 1
下の原町町内会	下の原町	H26.11. 1
口の尾町内会	口の尾町	H27. 2. 1
三川内本町西区町内会	三川内本町	H28.12.1 7
■針尾地区(20/20)		
宮の浦公民館	針尾北町	H17. 1.16
古里公民館	針尾東町	H17. 7.10
葉山公民館	針尾中町	H17. 7.10
岳の田公民館	針尾中町	H17. 7.10
大崎公民館	針尾北町	H17. 7.15
口木公民館	針尾西町	H17. 7.25
崎針尾公民館	針尾東町	H17. 8. 4
太田町内会	針尾北町	H17. 8. 8
川畑公民館	針尾西町	H17. 8. 3
鯛の浦公民館	針尾西町	H17. 8. 1
畦津公民館	針尾西町	H17. 8.10

黒石地区	小佐々町 黒石	H18. 3.31
小坂地区	小佐々町 小坂	H18. 3.31
港町地区会	小佐々町 臼ノ浦	H18. 3.31
田原地区	小佐々町 田原	H18. 3.31
西川内地区	小佐々町西 川内	H18. 3.31
新田地区	小佐々町 黒石	H18.12. 1
岳ノ木場地区	小佐々町岳 ノ木場	H23. 5. 1
矢岳地区	小佐々町 矢岳	H31. 1.27
神崎自治会	小佐々町 矢岳	H31. 4.10
■宇久地区(27/27)		
寺島地区	宇久町寺 島	H18. 3.31
堀川地区	宇久町平	H23. 9. 1
向江地区	宇久町平	H23. 9. 1
佐賀里地区	宇久町平	H23. 9. 1
旦の上地区	宇久町平	H23. 9. 1
船倉地区	宇久町平	H23. 9. 1
川端地区	宇久町平	H23. 9. 1
松原地区	宇久町平	H23. 9. 1
平地区	宇久町平	H23. 9. 1
山本地区	宇久町平	H23. 9. 1
十川地区	宇久町平	H23. 9. 1
針木地区	宇久町平	H23. 9. 1
野方地区	宇久町野 方	H23. 9. 1
太田江地区	宇久町大 田江	H23. 9. 1

勝負越公民館	針尾東町	H17. 8. 9
名倉公民館	針尾中町	H17. 8. 7
小鯛公民館	針尾中町	H25. 2. 8
船山公民館	針尾北町	H25. 2. 10
高畑公民館	針尾東町	H25. 3. 1
浦頭公民館	針尾北町	H30. 2. 10
柿ノ浦公民館	針尾西町	H30. 4. 10
昭和公民館	針尾西町	H30. 9. 9
西海橋町内公民館	針尾東町	R6. 2. 8
■宮地区(8/8)		
南風崎町2区町内会	南風崎町	H10. 7. 1
宮津町町内会	宮津町	H17. 12. 2 7
南風崎町一区町内会	南風崎町	H18. 8. 1
長畑町内会	長畑町	H18. 8. 30
奥山町内会	奥山町	H18. 8. 30
城間町町内会	城間町	H18. 9. 25
瀬道町内会	瀬道町	H19. 4. 20
萩坂町町内会	萩坂町	H22. 2. 1
■吉井地区(25/28)		
西立石区	吉井町立石	H17. 4. 1
御橋区	吉井町春明	H17. 4. 1
立石新町区	吉井町立石	H17. 4. 1
松原区	吉井町直谷	H17. 4. 1
吉元区	吉井町吉元	H17. 4. 1
下直谷区	吉井町直谷	H17. 4. 1
上橋川内区	吉井町橋川内	H17. 4. 1

梅の木地区	宇久町木場	H23. 9. 1
木場地区	宇久町木場	H23. 9. 1
大久保地区	宇久町大久保	H23. 9. 1
蒲浦地区	宇久町小浜	H23. 9. 1
小浜(福浦)地区	宇久町小浜	H23. 9. 1
小浜(長野)地区	宇久町小浜	H23. 9. 1
下山地区	宇久町小浜	H23. 9. 1
郷東地区	宇久町神浦	H23. 9. 1
郷西地区	宇久町神浦	H23. 9. 1
町東西地区	宇久町神浦	H23. 9. 1
町寿久居地区	宇久町神浦	H23. 9. 1
飯良地区	宇久町飯良	H23. 9. 1
本飯良地区	宇久町本飯良	H23. 9. 1
■愛宕地区(3/5)		
小島町公民館	小島町	H30. 2. 19
鹿子前町一組公民館	鹿子前町	H30. 11. 2 5
鹿子前町二組公民館	鹿子前町	H30. 12. 2 0
■江迎地区(16/28)		
志戸氏地区	江迎町志戸氏	H22. 3. 31
亀ノ子住宅地区	江迎町末橋	H22. 3. 31
三浦地区	江迎町三浦	H22. 3. 31
西岩崎地区	江迎町長坂	H22. 3. 31
赤坂区	江迎町赤坂	H22. 3. 31
根引地区	江迎町根引	H22. 3. 31
末橋地区	江迎町末橋	H22. 3. 31

板樋自治会	吉井町板樋	H18. 8. 1
上直谷区	吉井町直谷	H18. 10. 1
樋口区	吉井町立石	H18. 12. 1
東立石町内会	吉井町大渡	H19. 4. 8
山手区	吉井町田原	H28. 1. 11
上吉田区	吉井町上吉田	H29. 8. 9
風見台地区	吉井町吉元	R 3. 4. 1
黒岩区	吉井町立石	R 3. 4. 1
下橋川内町内会	吉井町踊瀬	R 3. 4. 1
草ノ尾区	吉井町草ノ尾	R 3. 4. 1
下福井区	吉井町直谷	R 3. 4. 1
田原地区	吉井町踊瀬	R 3. 4. 26
峠地区	吉井町高峰	R 3. 5. 1
高峰区	吉井町高峰	R 3. 5. 1
梶木場	吉井町梶木場	R 3. 5. 1
中立石区町内会	吉井町中立石	R 3. 5. 1
内裏区	吉井町直谷	R 5. 3. 17
吉井町光風台	吉井町乙石尾	R 5. 12. 15
■世知原地区(12/24)		
開作自警団	世知原町開作	H17. 4. 1
太田区	世知原町太田	H23. 9. 23
北川内区	世知原町北川内	H24. 3. 25
栗迎6区	世知原町栗迎	H24. 4. 11
城山区	世知原町檜巻	H24. 3. 25
栗迎7区町内会	世知原町矢櫃	H24. 4. 15
上野原区	世知原町上野原	H27. 4. 1

岩下地区	江迎町田ノ元	H22. 3. 31
東江迎地区	江迎町長坂	H26. 12. 26
小川内住宅地区	江迎町小川内	H27. 4. 1
開田自治会	江迎町田ノ元	H27. 7. 20
中尾区	江迎町中尾	H27. 9. 1
東ノ木地区	江迎町志戸氏	R 2. 4. 15
深川区	江迎町奥川内	R 4. 9. 1
猪調区	江迎町猪調	R 4. 9. 7
岩石地区	江迎町三浦	R 4. 9. 21
■鹿町地区(16/16)		
深江地区	鹿町町深江	H22. 3. 31
御堂地区	鹿町町深江	H22. 3. 31
山手浦地区	鹿町町土肥ノ浦	H22. 3. 31
北鹿町地区	鹿町町深江	H22. 3. 31
南鹿町地区	鹿町町鹿町	H22. 3. 31
船ノ村地区	鹿町町船ノ村	H22. 3. 31
木場地区	鹿町町上歌ヶ浦	H22. 3. 31
平原地区	鹿町町長串	H22. 3. 31
褥崎地区	鹿町町長串	H22. 3. 31
長串地区	鹿町町長串	H22. 3. 31
曾辺ヶ崎地区	鹿町町下歌ヶ浦	H22. 3. 31
大加勢地区	鹿町町下歌ヶ浦	H22. 3. 31
加勢地区	鹿町町下歌ヶ浦	H22. 3. 31
歌ヶ浦地区	鹿町町下歌ヶ浦	H22. 3. 31
大屋地区	鹿町町大屋	H22. 3. 31